

恵那市木造住宅耐震改修工事費補助事業の概要

1. 補助事業の内容

この要綱は、木造住宅の耐震性の向上を図り、非常時における避難路の確保と木造住宅の倒壊による隣接者への被害の拡大を防止し、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、恵那市内に存する木造住宅の耐震改修工事の経費の一部に対し、補助する事業です。

2. 補助対象となる耐震改修工事の概要

- ① 次のいずれかに該当すること
 - A 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、補強後の評点が1.0以上となる耐震改修工事であること。
 - B 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となり、かつ、耐震改修工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。
- ② その他
 - ・当該改修工事のうち、国、県が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給金等を受けていない部分
 - ・一定の資格を持った岐阜県木造住宅耐震相談士による設計、監理される耐震改修工事であること
 - ・昭和56年6月1日以降に増築・改築された部分のある建物は、原則として、全体が補助対象外となります。ただし、旧基準部分が木造で住宅居室を含んでいる場合（ただし、昭和56年6月1日以降の増築等により構造耐力上の危険性が著しく増大していないものに限る。）については、旧基準部分のみ補助の対象となることがあります。
 - ・その他市長が定める要件に適合していること

3. 補助金を受けられる方

- ① 市税を滞納していない者
- ② 補助対象住宅を所有する者又は特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者
- ③ この要綱による補助を受けたことがない者

4. 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額かつ一戸当たり100万円を限度とした額に、補助対象経費の10分の4以内の額かつ一戸当たり57万5千円を限度とした額を加えた額（別の国庫県費補助を受けている場合は金額が変動することがあります）。

お問い合わせ先 恵那市役所建築住宅課 担当 岩谷・早川 26-6839